

知的かけはし

クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-4-16

東京建物八重洲ビル2階

TEL 03(5255)5671(代)

FAX 03(5255)5675



2017・11・10

インドネシアで出願 ▽大阪府▽

「OSAKA」商標出願に異議

インドネシアでローマ字で記された「OSAKA」という文字がコメの商標として当局に出願されていたことが分かり、大阪府は、原産地を誤認させる恐れがあるとして、インドネシア知的財産総局に対して異議を申し立てた。

農林水産省が設立した「農林水産知的財産保護コンソーシアム」が、同国で公示された出願内容に気付き、府へ連絡した。同国の商標法では、公示2か月以内に異議申し立てができるとされる。同国に府内産のコメは輸出されていないという。

大阪府が同国に提出した陳述書では、「コメを含むさまざまな日本の農産品が海外に輸出されている。『OSAKA』という商標がコメについて登録されれば、消費者は、大阪で作られた物、または大阪から輸出された物であると混同する」として、商標登録を認めないよう求めている。

ライセンス交渉 ▽特許庁▽

標準必須特許のガイドライン策定へ

特許庁は、標準必須特許（標準規格に準拠して製品の製造販売やサービス提供を行なう際に不可欠となる特許）のライセンス交渉において、当事者間の紛争を未然に防ぐためのガイドラインを策定する。

標準必須特許は、標準規格に採用された技術を使ってビジネスを開拓するときには、必ず実施することになる特許で、標準必須特許の権利者が他社の特許使用の申請に応じる宣言をすると、公正かつ合理的で非差別的な条件で他社にも特許の使用を認めなければならない。

IoT（モノのインターネット）の普及に伴い、通信業界だけでなく、さまざまな業種で標準必須特許の利用が広がっているが、異業種間ではクロスライセンス契約やライセンス

料などをめぐって、交渉が難航するケースも増加している。

大企業とのライセンス交渉では、中小企業が不利になりことがあることから、交渉の透明性を高めるため、ガイドラインの策定においては、交渉期間やライセンス料の算定要素などを盛り込む。2017年内にも原案をまとめ、2018年春にも策定する予定。

消せるボールペン ▽東京地裁▽

パイロットが販売停止を申請

パイロットコーポレーションは、こすると言った文字が消えるボールペン「フリクション」に関する特許第4312987号に基づき、特許を侵害されたとして、三菱鉛筆の販売子会社である三菱鉛筆東京販売に対し、製品の販売停止を求める仮処分を東京地方裁判所に申し立てた。

パイロット社は、ペンの後部に付いた専用ラバーでこすると、摩擦熱でインクの色が無色透明になるボールペン「フリクション」シリーズを2005年から販売、07年10月に特許を出願した。一方、三菱鉛筆は10年3月から「こすって消せる」とのキャッチコピーで「ユニボール エルイー」のブランドで販売している。

三菱鉛筆は14年7月、パイロット側が保有するフリクションの特許を無効とするよう特許庁に請求。同庁は16年6月、「フリクションの構造は同業者でも容易に発明できる」などとして請求を認める審決を行った。

これに対し、パイロット側は同庁の審決取り消しを求めて提訴。知財高裁は今年3月、「摩擦熱を生じさせる専用ラバーを、ペン後部やキャップに組み合わせたことなどは容易には思いつけない」などと構造全体の独自性を認定。同社側の特許を有効として審決を取り消し、判決は確定した。

パイロットによると、同社は7月18日、三菱鉛筆に対し製品の製造販売の差止めを求める仮処分を申請した。これに対し三菱鉛筆は製品仕様を変えることと、従来品の製造販売を9月末までに中止する意向を示していた。

解説

特許請求の範囲の記載要件（明確性要件）
知的財産高等裁判所 平成28年（行ケ）
第10236号 審決取消請求事件
判決言渡 平成29年9月21日

第1 事案の概要

被告は、発明の名称を「旨み成分と栄養成分を保持した精白米または無洗米の製造装置」とする発明につき平成25年7月5日付で設定登録（特許第5306571号）を受けた。原告が、請求項1及び2に係る発明について特許無効審判請求（無効2015-800174号）をしたところ、特許庁は、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、原告が本訴におよんだ。

原告主張の審決取消事由は、本件特許の特許請求の範囲の請求項1、2には、無洗米の製造装置の構成が全く記載されていない。記載されているのは、「玄米粒の構造」、「精米方法」、「精米装置の使用方法」又は「精米装置の製造方法」のみであるから、特許法36条6項2号（明確性要件）に違反する、というものである。

判決では請求項2についても同様の判断が行われているが、ここでは、請求項1についての判断のみ紹介する。

第2 判決

- 1 特許庁が無効2015-800174号事件について平成28年10月3日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第3 本件発明の要旨

本件特許の請求項1の記載は次のとおり。

記載事項A：外から順に、表皮、果皮、種皮、糊粉細胞層と、澱粉を含まず食味上もよくない黃茶色の物質の層により表層部が構成され、該表層部の内側は、前記糊粉細胞層に接して、一段深層に位置する薄黄色の一層の亜糊粉細胞層と、該亜糊粉細胞層の更に深層の、純白色の澱粉細胞層により構成された玄米粒において、

記載事項B：前記玄米粒を構成する糊粉細胞層と亜糊粉細胞層と澱粉細胞層の中で、搗精により糊粉細胞層までを除去し、該糊粉細胞層と澱粉細胞層の間に位置する亜糊粉細胞層を外面に残して、該一層の、マルトオリゴ糖に生化学変化させる酵素や食物纖維や蛋白質を含有する亜糊粉細胞層を米粒の表面に露出させ、前記精白米には、全米粒の内、『舌触りの良くない胚芽の表層部や突出部を削り取り、残された基底部である胚盤』、または『胚芽の表面部を削りとられた胚芽』が残った米粒の合計数が、全体の50%以上を占めるように搗精され、前記搗精により亜糊粉細胞層を表面に露出させた白米を、該亜糊粉細胞層が表面に現れた時の白度37前後に仕上げ、

記載事項C：更に糊粉細胞層の細胞壁が破られ、その中の糊粉顆粒が米肌に粘り付けられた状態で白米の表面に付着する『肌ヌカ』を、無洗米機により分離除去する無洗米処理を行うことを特徴とする

記載事項D：旨み成分と栄養成分を保持した無洗米の製造装置であって、

記載事項E：全精白行程の終末寄りから少なくとも3分の2以上の行程に摩擦式精米機を用い、

記載事項F：前記摩擦式精米機の精白除糠網筒の内面をほぼ滑面状となし、

記載事項G：且つ精白ロールの回転数を毎分900回以上の高速回転とすること、及び、

記載事項H：無洗米機を備えたことを特徴とする

記載事項I：旨み成分と栄養成分を保持した無洗米の製造装置。

第4 裁判所の判断

本件発明1の無洗米の製造装置は、少なくとも、摩擦式精米機（記載事項F）と無洗米機（記載事項C）をその構成の一部とするものであり、その摩擦式精米機は、全精白構成の終末寄りから少なくとも3分の2以上の工程に用いられているものである（記載事項E）上、精白除糠網筒（記載事項F）と精白ロール（記載事項G）をその構成の一部とするものであり、その精白除糠網筒の内面は、ほぼ滑面状であって（記載事項F）、精白ロールの回転数は毎分900回以上の高速回転とするものである（記載事項G）と認められる。

したがって、上記の無洗米の製造装置の構造又は特性は、記載事項A～Iから理解することができる。

しかしながら、請求項1の無洗米の製造装置の特定は、上記の装置の構造又は特性にとどまるものではなく、精米機により、亜糊粉細胞層を米粒表面に露出させ、米粒の50%以上について胚盤又は表面部を削り取られた胚芽を残し、白度37前後に仕上がるよう搗精し（記載事項B）、白米の表面に付着する肌ヌカを無洗米機により分離除去する無洗米処理を行う（記載事項C）ものであり、旨味成分と栄養成分を保持した無洗米を製造するもの（記載事項D、I）である。

このうち、記載事項Bについては、本件明細書には、本件発明1の無洗米の製造装置につき、その特定の構造又は特性のみによって、玄米を前記のような精白米に精米することができることは記載されておらず、その運転条件を調整することにより、そのような精米ができるものとされている。そして、その運転条件は、本件明細書において、毎分900回以上の高速回転で精白ロールを回転させること以外の特定はなく、実際に上記のような精米ができる精白ロールの回転数や、精米機に供給される玄米の供給速度、精米機の運転時間などの運転条件の特定はなく、本件出願時の技術常識からして、これが明らかであると認める事もできない。

本件明細書の発明の詳細な説明には、米粒に亜糊粉細胞層と胚芽及び胚盤を残し、それより外側の部分を除去することをもって、米粒に「旨み成分と栄養成分を保持」させることができる旨が記載されており、玄米をこのような精白米に精米する方法については、「従来から、飯米用の精米手段は摩擦式精米機にて行うことが常識とされている」が、その搗精方法では、必然的に、米粒から亜糊粉細胞層や胚芽及び胚盤も除去されてしまうことが記載されている。また、本件明細書の発明の詳細な説明には、「摩擦式精米機で

は米粒に高圧がかかり、胚芽は根こそぎ脱落する」から、胚芽を残存させるには、研削式精米機による精米が不可欠とされていたところ、研削式精米機により精米すると、むらが生じ、高白度になると、亜糊粉細胞層の内側の澱粉細胞層も削ぎ落とされている個所もあれば、糊粉細胞層だけでなく、それより表層の糠層が残ったままの部分もあるという状態になることが記載されている。

そうすると、精米機により、亜糊粉細胞層を米粒表面に露出させ、米粒の50%以上において胚盤又は表面を削り取られた胚芽を残し、白度37前後に仕上がるよう掲示することは、従来の技術では容易ではなかったことがうかがわれ、上記のとおり、本件明細書に具体的な記載がない場合に、これを実現することが当業者にとって明らかであると認めることはできない。

本件発明1は、無洗米の製造装置の発明であるが、このような物の発明にあっては、特許請求の範囲において、当該物の構造又は特性を明記して、直接物を特定することが原則であるところ(最高裁判所平成27年6月5日第二小法廷判決・民集69巻4号904頁参照)、上記のとおり、本件発明1は、物の構造又は特性から当該物を特定することができず、本件明細書の記載や技術常識を考慮しても、当該物を特定することができない。

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

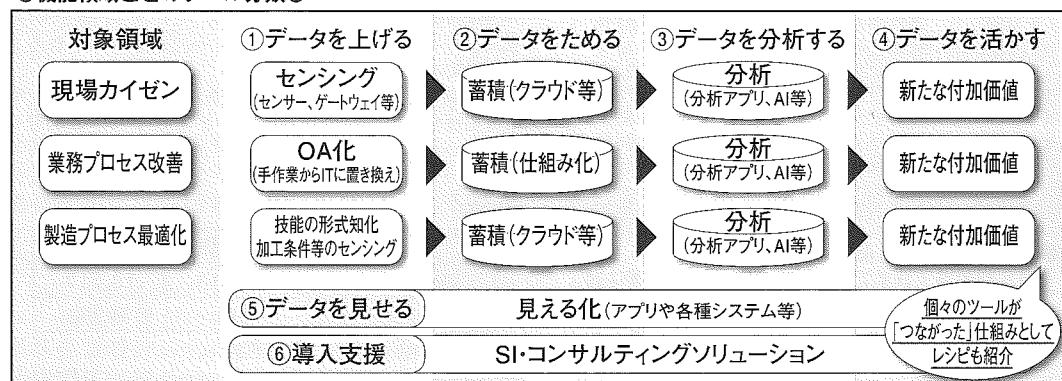
中小製造業向け IoTツールを紹介

■経済産業省■

経済産業省は、中小製造業者が簡単に低コストで導入できるIoT(モノのインターネット)ツール「スマートものづくり応援ツール・レシピ」を発表した。

中小製造業者が「高度で手が届かない」と思っているがちなIoTの活用を後押しするもので、中小製造業者が活用できそうな①機能領域ごとのツール、②効果的なツールの組み合せ方・使い方(IoT

●機能領域ごとのツール分類●



いから、特許を受けようとする発明が明確であるということはできない。

第5 考察

特許法36条6項2号は、特許請求の範囲の記載に関し、特許を受けようとする発明が明確でなければならない旨を規定している。特許請求の範囲の記載がこの要件を満たしていない場合には拒絶理由、特許無効の理由となる。

本判決では特許法36条6項2号の規定の趣旨を「特許請求の範囲に記載された発明が明確でない場合には、特許の付与された発明の技術的範囲が不明確となり、第三者に不測の不利益を及ぼすことがあり得るため、そのような不都合な結果を防止することにある」と判断し、「特許を受けようとする発明が明確であるか否かは、特許請求の範囲の記載のみならず、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮し、また、当業者の出願時における技術常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるか否かという観点から判断されるべきである。」とした上で、特許法36条6項2号違反に該当しないとした特許庁の審決が取り消された。

実務の参考になる部分があると思われるので紹介した。

以上

レシピ)をユースケース別で紹介している。96件のツールと28件のレシピを選定した。

具体的なレシピを見ると、「現場の生産性・安全性を高める腕時計型IoT端末／分析ソフト」「ハンズフリー(音声入力)で検査結果を記録、即時分析」「VR(仮想現実)による工程設計時の作業性検証ソリューション」「IoT活用による製造装置リモートメンテナンス」「見える化し、現場力を高める製造現場監視システム」などがある。

「スマートものづくり応援ツール・レシピ」は、ロボット革命イニシアティブ協議会(RRI)が募集し、審査委員会が選定した。

詳しくは同協議会HP

<https://www.jmfrrri.gr.jp/event/seminar/618/>

審 決 紹 介

本願商標「WE MAKE NUTRITION/TASTE GOOD」は、商標法第3条第1項第6には該当しない、と判断された事例（不服2017-650003号、平成29年6月20日審決、審決公報第213号）

1 本願商標

本願商標は、「WE MAKE NUTRITION」及び「TASTE GOOD」の欧文字を二段に横書きしてなり、第5類「Vitamins and dietary supplements.」を指定商品として、2015年（平成27年）7月17日に国際商標登録出願されたものである。

2 原査定における拒絶の理由の要旨

原査定は、「本願商標は、『WE MAKE NUTRITION』及び『TASTE GOOD』の文字を二段に横書きしてなるところ、「我々は栄養補給・栄養摂取をおいしくする」などの意味合いを容易に認識させるものであるところ、本願商標の指定商品を取り扱う分野においては、商品の紹介に際し、「おいしさ」について言及される例が少なからず見受けられ、「おいしさ」は同分野において商品選択の一つの指標となるものである。そうすると、本願商標をその指定商品に使用するときは、需要者はこれを、企業イメージ向上を訴えるための標語（キャッチフレーズ、スローガン）の一類型として理解するにとどまり、需要者が何人かの業務に係るものと認識することができないものである。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第6号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標の構成中の「WE」、「MAKE」、「NUTRITION」及び「TASTE GOOD」の各文字部分が、それぞれ「我々」、「～にする」、「栄養」及び「おいしい」等の意味を表す英語であることから、全体として「我々は栄養摂取をおいしくする」などの意味合いを想起させることがあるとしても、本願商標の構成からは、特定の商品の特性若しくは品質等を表す宣伝広告、または、企業の特性や優位性を記述した企業理念・経営方針等としてのみ理解されるこれまで認め難く、むしろ、全体として特定の意味合いを有しない一種の造語と認識し把握されるとみるのが相当である。

そして、当審において職権をもって調査すると、請求人（出願人）が、その指定商品である「サブリメント」に本願商標を使用している事実が見受けられる一方で、「WE MAKE NUTRITION TASTE GOOD」の文字が、本願の指定商品を取り扱う業界において、宣伝広告・企業理念又は経営方針等を表示するものとして、一般的に使用されている事実を発見することができなかつた。

そうすると、本願商標は、これをその指定商品について使用しても、自他商品の識別標識としての機能を果たし得るものであり、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標とはいえない。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第6号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

本願商標「ふたえライナー」は、商標法第3条第1項第3号及び同法第4条第1項第16号には該当しない、と判断された事例（不服2016-13707、

平成29年8月10日審決、審決公報第213号）

1 本願商標

本願商標は、「ふたえライナー」の文字を標準文字で表しており、第3類及び第21類に属する願書記載のとおりの商品を指定商品として、平成27年7月27日に登録出願、その後、指定商品については、第3類「二重歯修整用化粧品」及び第21類「二重歯修整用化粧用具」と補正されたものである。

2 原査定の拒絶の理由の要旨

原査定は、「本願商標は、『ふたえライナー』と書したところ、該『ふたえライナー』という表記は、アライナーのようにアライナーを描くための化粧品やそれを使用する際に用いられる化粧用具との関係からみて、アライナーのようにふたえを描くための商品というような意味を想起させる。そして、ふたえを描けるアライナー、二重を作れる化粧品が通信販売されていて、それらの商品の販売の際に『ふたえライナー』という表示が使用されている事実が認められる。こうした事情を考慮すると、ふたえ（二重）のアライナーを描く化粧品、二重を作る化粧品やそれらを使用する際に用いられる化粧用具について『ふたえライナー』という表示は、ふたえ（二重）を描いたり作ったりするための商品というような意味の表示として理解されるものである。そうすると、本願商標は、指定商品中『ふたえ（二重）のアライナーを描くアライナーなどの化粧品、ふたえ（二重）を作る化粧用具』、「アライナーや二重作りによる化粧品の使用の際に用いられる化粧用具」に使用したときは、ふたえ（二重）を描いたり作ったりするための商品というような意味を理解せざるにとどまり、商品の品質、用途を表示したものと認める。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当し、前記商品以外の化粧品、化粧用具に使用するときは、商品の品質について誤認を生じさせるおそれがあるので、商標法第4条第1項第16号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は、上記1のとおり、「ふたえライナー」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中「ふたえ」の文字は、「二重」の漢字を平仮名で表記したものであり、「ライナー」の文字は、「縦を引く」等の意味を有する英語「liner」を片仮名で表記したものであり、「化粧品」において、「アライナー」のように使用されている実情がある。

しかし、当審において職権により調査したところ、「化粧品」との関係で、「ふたえ（二重）のアライナーを描くアライナー」などの意味合いで使用されている事実が僅かに見受けられるものの、本願の指定商品「二重歯修整用化粧品」及び「二重歯修整用化粧用具」との関係において、「ふたえライナー」の文字が商品の品質、用途等を具体的に表示するものとして、取引上、普通に採扱、使用されていると認めるに足る事実は見いだせず、また、ほかに、本願商標に接する取引者、需要者が「ふたえライナー」の文字について商品の品質等を直接かつ具体的に認識するというべき事情もない。

そうすると、本願商標は、これをその指定商品に使用しても、商品の品質等を表示するものとはいえず、自他商品の識別標識としての機能を果たし得るものであり、かつ、商品の品質の誤認を生ずるおそれもないものである。

したがって、本願商標が、商標法第3条第1項第3号及び同法第4条第1項第16号に該当するとはいえないから、これを理由として本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

◎商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権（およそその範囲となります。詳しくは特許庁HPをご確認下さい。）

昭和33年 〃 43年 〃 53年 〃 63年	商標登録第517870号～第519380号 商標登録第776710号～第779981号 商標登録第1329802号～第1332674号 商標登録第2036114号～第2044894号
平成10年 平成10年 平成10年 平成20年	商標登録第2724058号～第2724073号 商標登録第3369366号～第3369533号 商標登録第4130179号～第4140466号 商標登録第5124107号～第5132433号

各年の4月1日～4月30までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。
更新登録申請について疑問点などがございましたならば、お知らせ下さい。

（明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい）

◎特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成26年12月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは11月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたならばお問合せください。

◎特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
29年 8月 分	24,113	16,217
前 年 比	99%	109%

詳しくは特許庁HPをご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm